

策室（厚生労働省、福島労働局）が同原発に立入調査を実施（平成 23 年 7 月 11 日）し、東京電力に対し、有効な呼吸用保護具を労働者に使用させていなかった等の労働安全衛生法違反について、福島労働局長名で是正を勧告（平成 23 年 7 月 14 日）。

ウ 作業員の健康確保等に係る指導

- ① 福島労働局から東電福島第一原発の責任者に対し、緊急作業に従事した労働者に対する臨時の健康診断の実施を指示。併せて、東京電力本社の担当者を厚生労働省に呼び、上記指示を説明し、本社としての適正な管理を要請（平成 23 年 3 月 16 日）。
- ② 東電福島第一原発で平成 23 年 3 月 24 日に被ばくした作業員 3 人に関する今後の健康診断について、福島労働局から事業者へ指示（平成 23 年 4 月 10 日）。
- ③ 緊急作業終了後の臨時の健康診断に加えて、作業従事中で実効線量が 100 ミリシーベルトを超えた労働者と作業従事期間が 1 か月を超えた労働者について、原則として 1 月以内ごとに臨時の健康診断を実施するよう、福島労働局から事業者へ指示（平成 23 年 4 月 25 日）。
- ④ 東電福島第一原発での、熱中症の予防対策を強化するため、平成 23 年 7、8 月の 14 時から 17 時の炎天下では、事故収束に向けた工程に配慮しつつ原則として作業を行わないことなどについて東京電力に対して指導（平成 23 年 6 月 10 日）。
- ⑤ 東電福島第一原発で緊急作業を行う元方事業者に対し、請負体系図、実施中の工事内容、関係請負人の労働者数、安全衛生教育の実施状況、健康診断の実施状況等について、毎月報告を行うよう指導（平成 23 年 6 月 27 日）。

【表5：国民の皆様から寄せられた声（激励等、平成23年9月まで受付分のうちから一部を抜粋）】

平成 23.4.10	原発の作業員は寝不足などの労働条件の悪いところで仕事をしているらしい。厚生労働省は働く人の健康について、労働環境等を改善するよう検討して欲しい。
平成 23. 4.21	原発事故の後処理をしている作業員は過酷な労働条件で仕事をしている。国が労働条件を改善してあげて欲しい。
平成 23. 5.9	日本史上、最大の危機と立ち向かう、日本政府とその関係者に激励と敬意を表します。最前線で作業する人達は、極度の緊張状態に置かれていると想像します。今後とも、彼らに対する最大の援助を望むものです。政府の多方面に渡る対策に、国民の総ての目がそそがれています。気を抜くことが出来ない日々が続きますが、頑張ってください。
平成 23.5.31	福島原発復旧作業にあたっておられる方々に敬意と感謝をささげます。放射線の長期被曝による将来的健康管理の必要性があるのではと案じています。働く方々全員に所持してもらい管理してあげてください。労使双方でデータが共有されることに意義があると思いますからこの点にもご配慮してください。
平成 23. 7.24	原発の現場で、危険で困難な作業を引き受けてくださっています。東電本社への指導だけでなく、政府も現地で、安全と健康が最大限に守られるように尽力していただきたいです。
平成 23. 8.12	いつも日本国民の為に、有難うございます。福島原発作業員の所在不明問題や作業員の被曝管理のずさんなどをテレビで観て、心配しています。誰かが作業しなければいけないのなら、そして、廃炉までに今後30年以上もかかるなら、関わる作業員の健康と安全を、将来にわたり、きちんと保証してほしいです。よろしくお願いします。
平成 23. 9.17	福島原発で作業されている方の労働環境の改善を望みます。

エ 東電福島第一原発への医師の派遣対応

- ① 東電福島第一原発の労働者の健康診断等を行うため、学校法人産業医科大学から医師を派遣（平成23年5月15日～）。
- ② 東電福島第一原発の労働者の健康管理体制の強化のため、独立行政法人労働者健康福祉機構から労災病院の医師を派遣（平成23年5月29日～）。産業医科大学から派遣されている医師に加えて、東電福島第一原発内に24時間医師を配置する体制を整備。
- ③ 東電福島第一原発の医療体制を強化するため、厚生労働省と文部科学省が連携して新たな医療チームの派遣を支援し、産業医科大学と労災病院から派遣されている医師と併せて、東電福島第一原発内に複数の医師を24時間配置する体制を整備（平成23年6月30日）。



東電福島第一原発内の診療所
（救急医療室）
※写真提供：東京電力

オ その他

東電福島第一原発で緊急作業に従事する特殊・高度技術者について、現在のロードマップに沿って緊急作業が進んだ場合に必要な人員等の見積もりを行うことと不測の事態も想定した上で今後必要となる特殊・高度技能者の養成を進めるよう、大臣の指示で経済産業省と原子力安全・保安院に対し申入れ（平成23年5月27日）。



小林前政務官への概況説明の様子（平成23年4月8日、福島労働局）

ステップ2（原子炉冷温停止状態）達成前まで（平成23年7月20日～12月15日）

東電福島第一原発では、平成23年7月19日、「東電福島第一原発・事故収束に向けた道筋当面のロードマップ」における1ステップの目標「原子炉安定的冷却」が達成されたが、原子炉の冷却、抑制のため、原発施設内での放射線業務や各種工事等は継続して行われるため、これら業務、工事等に従事する労働者の健康確保に、引き続き万全を期する必要がある。

特に、平成23年8月1日には、1、2号機の原子炉建屋の西側排気塔付近で、測定器の測定限界に相当する10シーベルト以上の高い放射線量が計測されるなどの状況もみられたことから、高線量の作業区域における放射線被ばく防止の徹底を図る必要がある。

このため、以下のとおり、引き続き、作業員の放射線被ばく線量の低減のための措置の徹底等、各種の健康確保対策に万全を期して取り組んだ。

また、緊急作業に従事した労働者の放射線被ばく線量や健康診断結果に基づくデータベースの構築のための各種の準備対応を行った。

（1）東電福島第一原発に対する指導等

ア 作業員の被ばく線量管理、被ばく低減等に係る指導（下記イ以外）

- ① 東京電力への指導に加え、元方事業者22社に対し、内部被ばくの測定評価が終了していない者を調査の上、速やかに受検させることと関係請負人を含めた安全衛生管理体制を確立することについて指導（平成23年7月22日）。
- ② 緊急作業従事者の被ばく線量等について東京電力から追加報告を受けたところ、平成23年3月と4月からの緊急作業従事者のうち内部被ばく線量の未測定者等がいまだに440人おり、連絡先不明者も184人いることが判明したことから、東京電力に対し徹底した調査と再報告を指導（平成23年7月29日）。
- ③ 平成23年5月中に新たに緊急作業に従事した労働者の内部被ばく線量と平成23年3月、4月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、143人の連絡先不明者等が判明したことから、東京電力に対し、さらなる徹底調査と再報告を指導。また、計画外被ばくが判明した作業について、作業届が提出されていなかったため、すみやかな提出と、被ばく低減措置の適切な実施を指導（平成23年8月10日）。
- ④ 平成23年3月中に緊急作業に従事した労働者に対して、3か月以内ごとに1回、内部被ばく測定を実施していなかった等の労働安全衛生法違反について、東京電力を含む関係事業者15社と元方事業者6社に対し、福島労働局長名で是正を勧告（平成23年8月30日～31日）。併せて、東京電力の役員を厚生労働省に呼び、上記是正勧告の内容を説明し、厳重注意するとともに、元方事業者の本社に対しても指導（平成23年8月31日）。